

此の解雇は水た浪人の大團結を為し力
あるべき勤を有すべく浪人会を組織した
りありませす

大正十年八月十日

浪人会
規則

浪人会規則

- 第一章 本會ヲ浪人会ト称ス
- 第二章 本會神戶に於て各地方に支部を設け此等支部は互に協働運動を爲し神戶支部を以て組織ス
- 第三章 本會の活動組合を各地方に設け此等組合は互に協働運動を爲し神戶支部を以て組織ス
- 第四章 本會事務所ヲ神戶支部に設け此等支部は互に協働運動を爲し神戶支部を以て組織ス
- 第五章 本會より本會事務ヲ処理スル者ヲ役員ト置ク

- 主事一名 會計一名
- 幹事若干名 顧問 若干名を置ク
- 第六條 本會は毎月一回總會報ヲ発行シ此等報は必要に應ジ臨時集會ヲ開クモノトス
- 第七條 本會の會費ハ一月十拾錢トス
- 第八條 本會の目的を達成スルに必要ナル事業細則を制定ス
- 第九條 本會の規則改正セムニ付ハ其旨ハ會員過半数ノ賛成ヲ要ス